

大同信組の 相続定期預金

け い し ょ う
敬 承

引き継がれる大切な資産は当組合の相続定期預金へ!

1年定期
(自動継続不可)
年 1.05%
(税引後:年0.836%)

3年定期
(自動継続不可)
年 1.25%
(税引後:年1.012%)

5年定期
(自動継続不可)
年 1.25%
(税引後:年1.025%)

※満期経過後は当商品でのお預け入れはできません。

※()内の税引後の金利は預入期間1年は単利型、預入期間3年以上は複利型の利息計算にて表示しています。

ご利用いただける方

原則、個人の組合員の方で、金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資として、お預け入れいただけるお客様

- ①当組合の相続預金、または当組合以外で取得した相続預金
- ②不動産・有価証券等の換金代金を含め、相続による取得資金（不動産・有価証券等の相続に関する確認は相続関係の書類による確認とさせていただきます。）

お預け入れ条件

相続手続きの書類提出後1年以内であることが条件となります。

- ①金融機関宛に提出した相続手続きの書類の日付から1年が経過していない。
- ②遺言書の場合、被相続人の預金等の支払計算書の日付から1年が経過していない。

ご用意いただくもの

当組合で相続手続きをされた場合、書類のご呈示は不要です。尚、当組合以外で相続手続きされた場合、相続資金であることを確認させていただきますので、下記書類のいずれか1つをご用意ください。

- ①金融機関宛に提出した「相続手続きに関する届出書」または「相続払戻依頼書」の写し
- ②遺産分割協議書の写し
- ③遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し、及び被相続人の預金等の支払計算書の写し
- ④被相続人の除籍謄本(必要に応じて、被相続人と申込人の関係を確認できる資料をご用意いただく場合がございます。)

お預け入れ期間

1年、3年、5年（自動継続不可／1年は単利型、3年・5年は複利型のみ）

お預け入れ金利

1年1.05%、3年1.25%、5年1.25%（税引前）

お預け入れ額

1回のお預け入れにつき100万円以上、1円単位（お預け入れの上限なし）

※当預金は預金保険制度の対象商品であり、当組合でお預けいただいているご預金とあわせて、一預金者につき1,000万円までの元金とその利息が対象となります。また、金利環境の変化等により、今後予告なく金利の変更や商品内容を変更する場合があります。

※詳しくは、営業店窓口または担当者にお問い合わせください。

令和7年6月1日現在



大同信用組合
地域の皆様方とともに

本店営業部 06-6541-1023
生野支店 06-6716-7643
東香里支店 072-852-6221
松原支店 072-333-2910
福田支店 072-235-2910

城東支店 06-6939-3284
針中野支店 06-6696-2551
守口支店 06-6992-6201
初芝支店 072-286-2910
富田林支店 0721-25-2910

京橋支店 06-6352-0721
枚方支店 072-849-5221
八尾支店 072-923-0284
石津支店 072-247-2450
三国支店 06-6399-7770



ホームページは
こちらから